

2016年2月12日

アムンディ・英国債ファンド(愛称:ユニオンジャック)
(毎月決算型)／(年2回決算型)
「英国国債市場の状況について」

アムンディ・ジャパン株式会社

2016年2月に入り、金融市場の動揺により、安全資産とされる国債と日本円が再び上昇傾向にあります。アムンディ・英国債ファンド(愛称:ユニオンジャック)(毎月決算型)／(年2回決算型)が組入れる「アムンディ・英国債マザーファンド」を運用するアムンディ アセットマネジメントの見解を以下にご報告いたします。

英国国債市場の動向について

中国株の急落や商品価格の下落、各国中央銀行の全般的な金融緩和姿勢を背景に、リスク資産が大きく売られるなか、国債等の安全資産が買われる、「質への逃避」がみられています。英国国債の利回りも低下(債券価格上昇)が進み、年末の1.96%から直近(2016年2月11日現在)では1.30%まで短期間で大きく低下しました。そうした中、為替市場では「安全資産」である日本円が主要通貨に対して大きく買われました。一方、英ポンドは利上げ見通しの後退等を背景に売られ、同期間において、対日本円で9%近く下落しました。

今後の見通しについて

利回り水準が大きく低下したため、国債の割高感は増しました。市場のボラティリティ(価格の変動性)が高い現状では、利回りが短期間に上昇するリスクも増しています。一方で、ブレイク・イーブン・インフレ率[※]は、歴史的な底値に位置していると思われ、商品価格の安定化により向上(リターンにとりプラス要因)が期待されます。そのため、物価連動国債の組入比率を将来的に引き上げる可能性があります。2015年10-12月期の実質GDP成長率は、前期比年率+2.0%と英国経済は堅調であり、先進国の中でも成長性の高さが際立ちます。イングランド銀行による利上げや英国のEU(欧州連合)からの離脱に関する国民投票の行方に関する不透明感は存在するものの、英国経済の良好なファンダメンタルズを反映し英ポンドは対日本円で強含むものと期待されます。

[※] ブレイク・イーブン・インフレ率:市場が予想する将来のインフレ率で、普通国債利回りと物価連動国債利回りとの格差

ファンドの目的

ファンドは、安定した収益の確保と投資信託財産の成長をめざして運用を行います。

「アムンディ・英国債ファンド(毎月決算型)」、「アムンディ・英国債ファンド(年2回決算型)」を、それぞれ「毎月決算型」、「年2回決算型」と略す場合があります。また2本のファンドを総称して「アムンディ・英国債ファンド」または「ファンド」、あるいは個別に「各ファンド」という場合があります。

ファンドの特色

- ① アムンディ・英国債マザーファンド(以下「マザーファンド」といいます)の受益証券への投資を通じて、主として英ポンド建の英国国債等(国債、地方債、政府保証債、政府機関債)、英国物価連動国債、国際機関債に投資します。
 - 英ポンド建債券に直接投資することがあります。
 - マザーファンドに係る運用指図の権限は、アムンディ アセットマネジメントに委託します。
- ② 実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。
- ③ 毎月決算型と年2回決算型があります。
 - 毎月決算型は、毎決算時(原則として毎月25日。休業日の場合は翌営業日)に、年2回決算型は、毎決算時(原則として毎年4月および10月の各25日。休業日の場合は翌営業日)に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

投資リスク

ファンドは、マザーファンドへの投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券(外貨建資産には為替変動リスクがあります)に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、**投資元本が保証されているものではありません**。ファンドの基準価額の下落により、**損失を被り投資元本を割込むことがあります**。ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。なお、投資信託は預貯金とは異なります。

基準価額の主な変動要因としては、価格変動リスク、為替変動リスク、信用リスク、カントリーリスク等が挙げられます。なお、基準価額の変動要因(投資リスク)は、これらに限定されるものではありません。また、その他の留意点として、各ファンドの繰上償還、ファミリーファンド方式の留意点等があります。詳しくは、投資信託説明書(交付目論見書)の「投資リスク」をご覧ください。

《当資料のお取扱いについてのご注意》

■当資料は、法定目論見書の補足資料としてアムンディ・ジャパン株式会社が作成した販売用資料であり、法令等に基づく開示資料ではありません。■当ファンドの購入のお申込みにあたっては、販売会社より投資信託説明書(交付目論見書)をあらかじめまたは同時にお渡しいたしますので、お受取りの上、内容は投資信託説明書(交付目論見書)で必ずご確認ください。なお、投資に関する最終決定は、ご自身でご判断ください。■当資料は、弊社が信頼する情報に基づき作成しておりますが、情報の正確性について弊社が保証するものではありません。また、記載されている内容は、予告なしに変更される場合があります。■当資料に記載されている事項につきましては、作成時点または過去の実績を示したものであり、将来の成果を保証するものではありません。また、運用成果は実際の投資家利回りとは異なります。■投資信託は、元本および分配金が保証されている商品ではありません。■投資信託は値動きのある証券等に投資します。組入れた証券等の値下がり、それらの発行者の信用状況の悪化等の影響による基準価額の下落により損失を被ることがあります。したがって、これら運用により投資信託に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆様へ帰属いたします。■投資信託は預金、保険契約とは異なり、預金保険機構・保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象とはなりません。■投資信託のお申込みに関しては、クーリングオフの適用はありません。

収益分配金に関する留意事項

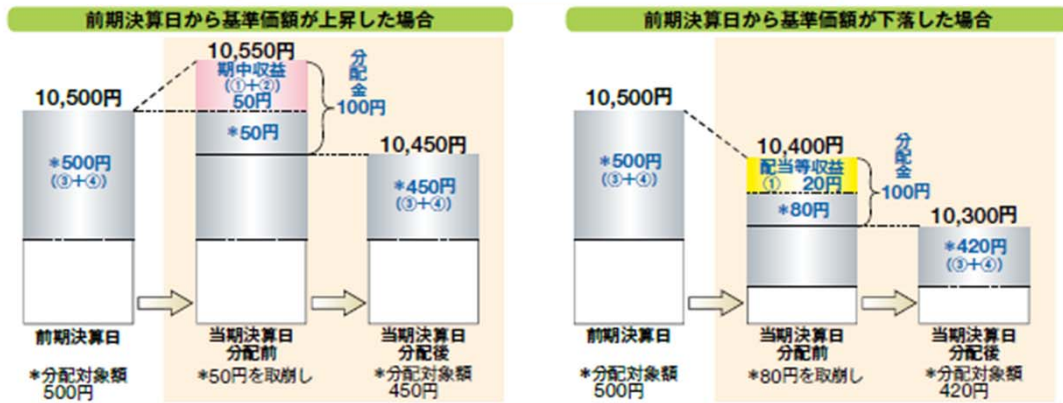
●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

投資信託で分配金が支払われるイメージ



●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合



(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合



分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金：個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金)：個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

お申込みメモ

購入単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
購入価額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
購入代金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換金単位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社にお問合せください。
換金価額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
換金代金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目から販売会社においてお支払いします。
購入・換金申込受付不可日	ロンドン証券取引所の休業日、ロンドンの銀行休業日、フランスの祝休日のいずれかに該当する場合は受け付けません。
申込締切時間	詳しくは販売会社にお問合せください。
換金制限	委託会社の判断により、一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
購入・換金申込受付の中止および取消し	委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金の申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金の申込受付を取消すことができます。
信託期間	平成26年7月31日(設定日)から平成31年10月25日までとします。
決算日	毎月決算型:年12回決算、原則毎月25日です。休業日の場合は翌営業日とします。 年2回決算型:年2回決算、原則毎年4月および10月の各25日です。休業日の場合は翌営業日とします。
収益分配	原則として毎決算時に収益分配方針に基づいて分配を行います。販売会社によっては分配金の再投資が可能です。
課税関係	課税上は、株式投資信託として取扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除および益金不算入制度は適用されません。

ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料	購入申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社が独自に定める料率を乗じて得た金額とします。有価証券届出書作成日現在の料率上限は 2.16%(税抜2.0%) です。詳しくは販売会社にお問合せください。
信託財産留保額	ありません。

投資者が投資信託財産で間接的に負担する費用

運用管理費用(信託報酬)	信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し 年率1.35%(税抜1.25%) を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。毎計算期間末または信託終了のとき、投資信託財産中から支弁します。 ◆上記の運用管理費用(信託報酬)は、有価証券届出書作成日現在のものです。
その他の費用・手数料	その他の費用・手数料として下記の費用等が投資者の負担となり、ファンドから支払われます。 ・有価証券売買時の売買委託手数料および組入資産の保管費用などの諸費用 ・信託事務の処理等に要する諸費用(監査費用、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用等を含みます。) ・投資信託財産に関する租税 等 ※その他の費用・手数料の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

◆ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することはできません。

委託会社、その他の関係法人の概要

委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長(金商) 第350号 加入協会:一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会
受託会社	株式会社 リそな銀行(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)
販売会社	販売会社については巻末をご参照ください。
ファンドに関する照会先	委託会社の名称:アムンディ・ジャパン株式会社 お客様サポートライン:0120-202-900(フリーダイヤル) 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで ホームページアドレス: http://www.amundi.co.jp

販売会社一覧(業態別・五十音順)

金融商品取引業者等		登録番号	日本証券業協会	一般社団法人投資信託協会	一般社団法人日本投資顧問業協会	一般社団法人金融先物取引業協会	一般社団法人第二種金融商品取引業協会
株式会社 近畿大阪銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第7号	○				
株式会社 埼玉りそな銀行	登録金融機関	関東財務局長(登金)第593号	○			○	
株式会社 北陸銀行(ネット専用)※	登録金融機関	北陸財務局長(登金)第3号	○			○	
株式会社 北海道銀行	登録金融機関	北海道財務局長(登金)第1号	○			○	
株式会社 りそな銀行	登録金融機関	近畿財務局長(登金)第3号	○			○	

※毎月決算型のお取扱いとなります。